

平成29年第12回

東大和市農業委員会議事録

平成29年12月14日

東大和市役所会議棟第1・2会議室

東大和市農業委員会

平成29年第12回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成29年12月14日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第31号 農地法第4条の規定による届出について
日程第4 報告第32号 農地法第5条の規定による届出について
日程第5 議案第20号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている
旨の証明願いについて
日程第6 議案第21号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い
について

5 出席委員(13名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 石 原 隆 | 2番 石 川 文 男 |
| 3番 関 田 文 吉 | 4番 関 田 義 保 |
| 6番 比留間 淳 二 | 7番 岸 光 敏 |
| 9番 乙 幡 重 男 | 10番 岩 田 高 雄 |
| 11番 町 田 悦 郎 | 12番 中 村 勝 司 |
| 13番 森 田 良 子 | 14番 木 下 修 一 |
| 15番 大 羽 敬 子 | |

6 欠席委員(2名)

- | | |
|------------|------------|
| 5番 小 林 由美子 | 8番 野 口 隆 志 |
|------------|------------|

7 出席した職員

- | | |
|--------------|----------------|
| 事務局(1) 小 川 泉 | 事務局(2) 岩 田 豊 和 |
|--------------|----------------|

8 会議の結果

報告第31号～第32号について、専決処理を確認した。

議案第20号～第21号について審議した結果、証明書を発行することに決定した。

9 会議の概要

事務局（1） 会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15。野口委員、小林委員からご欠席の連絡をいただいております。森田委員はまだお見えになってございません。12名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。

（午後 2時00分）

◎開 会

議 長 では、ただいまより、平成29年第12回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

事務局（1） （議事日程報告）

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、11番、町田悦郎委員、13番、森田良子委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。（会長報告）

◎報告第31号

議 長 続いて、日程第3、報告第31号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2） （議事日程に基づき説明 1件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第31号 農地法第4条の事案については、所有権の移転が確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第32号

議 長 続いて、日程第4、報告第32号 農地法第5条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2） （議事日程に基づき説明 3件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第32号 農地法第5条の事案については、所有権の移転が確認できておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

町田委員。

町田委員 ナンバー2とナンバー3なんですが、もしわかったら結構なんですけれども、受付日が5日のものが136号ということで、1日のほうが137号と逆になっているんですが、これは何か事情があるんでしょうか。

事務局（2） 事務手続き上の問題でして、確かに3番のほうが受け付けの日付が早いんですが、システムのほうの処理の関係で、後から来た5日のほうを先に入力したということになります。

町田委員 ああ、そうですか。

事務局（2） はい、下の番号はあくまでもシステム上の整理番号ですので、そのような形になっております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

町田委員 はい。

議 長 ほかにございますか。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第20号

議 長 続きまして、日程第5、議案第20号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（１） （議事日程に基づき説明 １件）

議 長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号１番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にご意見等もないようですので、証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 ご異議ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第２１号

議 長 続きまして、日程第６、議案第２１号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い１件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（１） （議事日程に基づき説明 １件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

申請番号１番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案は、説明のとおり、申請者の父である〇〇さんが農業に従事していたかをご判断していただくものです。

故障する前に、〇〇さんが営農していたかどうかについて、地区担当委員の意見を求めます。

狭山地区担当、関田委員。

関田委員 それでは、ご報告いたします。

〇〇さんにつきましては、故障前、農業に従事していたことをご報告いたします

議 長 地区委員から意見をいただきました。

現地の状況も合わせてご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発

行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

(午後 2時25分)